

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要綱第4の3の受益面積のうち基幹事業（要綱第3の基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について行う併せ行う事業（要綱第3の併せ行う事業をいう。以下同じ。）は、<u>要綱第8の2</u>の基準によるものとする。ただし、団地（農業用道路の場合は、当該工種に係る受益面積）に占める耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が10パーセント以上である場合においては、<u>要綱第8の2</u>の基準によらない場合であっても、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行う事業として実施できるものとする。</p> <p>3 <u>要綱第8の2</u>の基準によらずに実施される農業用道路については、耕作放棄地解消・発生防止を主たる目的とするものとし、その延長がおおむね1,000メートル未満であること。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第4 採択要件等</p> <p>1 要綱第4の2の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>（1）要綱第4の2の広域産地収益力向上基盤整備基本構想（以下「広域整備基本構想」という。）は、<u>土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）</u>に定める成果目標及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成24年12月26日付け24農振第1168号農村振興局長通知）に基づく調査結果等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>（5）市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第1号により広域整備基本構想を都道府県知事（以下「知事」という。）を経由して地方農政局長等（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）<u>宛て</u>提出するものとする。なお、広域整備基本構想が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。</p>	<p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要綱第4の3の受益面積のうち基幹事業（要綱第3の基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について行う併せ行う事業（要綱第3の併せ行う事業をいう。以下同じ。）は、<u>要綱第7の2</u>の基準によるものとする。ただし、団地（農業用道路の場合は、当該工種に係る受益面積）に占める耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が10パーセント以上である場合においては、<u>要綱第7の2</u>の基準によらない場合であっても、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行う事業として実施できるものとする。</p> <p>3 <u>要綱第7の2</u>の基準によらずに実施される農業用道路については、耕作放棄地解消・発生防止を主たる目的とするものとし、その延長がおおむね1,000メートル未満であること。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第4 採択要件等</p> <p>1 要綱第4の2の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>（1）要綱第4の2の広域産地収益力向上基盤整備基本構想（以下「広域整備基本構想」という。）は、<u>土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）</u>に定める成果目標及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成24年12月26日付け24農振第1168号農村振興局長通知）に基づく調査結果等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>（5）市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第1号により広域整備基本構想を都道府県知事（以下「知事」という。）を経由して地方農政局長等（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）<u>あて</u>提出するものとする。なお、広域整備基本構想が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。</p>

改正後	現 行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第4の5の要件を満たそうとする場合には、別記様式第2号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等宛て提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>5 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 地域計画（経営基盤強化法第19条1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（経営基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権若しくは利用権（経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権利に基づき又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>別記様式第1号 (略)</p> <p><u>別記様式第2号</u> (略)</p> <p>別記様式第3号～別記様式第5号 (略)</p> <p><u>別記様式第6号</u> (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第4の5の要件を満たそうとする場合には、別記様式第2号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等へて提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>5 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）及び実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）をいう。）において地域の中心となる経営体に位置づけられていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権若しくは利用権（経営基盤強化法第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権利に基づき又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>別記様式第1号 (略)</p> <p><u>別紙様式第2号</u> (略)</p> <p>別記様式第3号～別記様式第5号 (略)</p> <p><u>別紙様式第6号</u> (略)</p>

改正後	現行
<p>別記様式第7号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(農林水産省) 農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 国土交通省北海道開発局長</p> <p style="text-align: center;"><u>●●地区における水田貯留機能向上計画</u></p> <p><u>国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)</u>第4の10に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>別記様式第7号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(農林水産省) 農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 国土交通省北海道開発局長</p> <p style="text-align: center;"><u>●●地区における水田貯留機能向上計画</u></p> <p><u>国営農地再編整備事業実施要領</u>第4の10に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第4の5の(5)に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

国営緊急農地再編整備事業実施要領

平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2057 号
最終改正 令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3592 号

各 地 方 農 政 局 長 }
国土交通省北海道開発局長 } 殿

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

国営緊急農地再編整備事業（以下「本事業」という。）は、国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2056 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第 2 農業振興地域整備計画

本事業の実施により農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）において定められている農用地区域（以下「農用地区域」という。）に土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域を設定しようとする場合及び農用地区域以外の区域を受益地としようとする場合には、農振計画の変更を了してから本事業の土地改良事業計画を定めるものとする。

第 3 事業内容等

1 事業地区を構成する団地

(1) 事業地区を構成する団地（区画整理を主とする団地は、一体的に換地計画を定める範囲を含む。）の最小規模については、農地としての集団性を確保する観点から、原則として、おおむね 20 ヘクタール（中山間地域等において行う場合にあっては、おおむね 10 ヘクタール）以上とする。ただし、団地に占める耕作放棄地（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。以下同じ。）及び耕作放棄地となるおそれがある農地（要綱第 4 の 4 の農地をいう。以下同じ。）の合計面積の割合が 10 パーセント以上である場合においては、これにかかわらずおおむね 5 ヘクタール以上とする。

(2) (1) の「中山間地域等」とは、次に掲げる地域とする。

ア 振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村をいう。）

イ 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規

定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。) 、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。) を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村 (同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。) を含む。) をいう。)

ウ 離島 (離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)

エ 半島振興対策実施地域 (半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施市域をいう。)

オ 特定農山村地域 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。)

カ 特別豪雪地帯 (豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された地域をいう。)

キ 急傾斜地帯 (土地の平均傾斜度が 15 度以上の地域をいう。ただし、水田地帯を除く。)

ク 旧急傾斜地帯 (旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法 (昭和 27 年法律第 135 号) 第 3 条の規定に基づき指定された地域をいう。)

ケ 野菜指定産地 (野菜生産出荷安定法 (昭和 41 年法律第 103 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された野菜指定産地をいう。) 、地域野菜生産団地 (農業団地育成対策基本要綱 (昭和 47 年 5 月 29 日付け 47 企第 187 号農林事務次官依命通知) 第 3 の 2 の (2) に基づき実施される高能率生産団地育成事業のうち地域野菜生産団地育成事業に係る地域をいう。)

コ 果樹濃密生産団地 (果樹農業振興特別措置法 (昭和 36 年法律第 15 号) 第 2 条の 3 第 3 項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域をいう。)

サ 活動火山周辺地域 (活動火山対策特別措置法 (昭和 48 年法律第 61 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)

シ 指定棚田地域 (棚田地域振興法 (令和元年法律第 42 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)

2 要綱第 4 の 3 の受益面積のうち基幹事業 (要綱第 3 の基幹事業をいう。以下同じ。) を除いた部分について行う併せ行う事業 (要綱第 3 の併せ行う事業をいう。以下同じ。) は、要綱第 8 の 2 の基準によるものとする。ただし、団地 (農業用道路の場合は、当該工種に係る受益面積) に占める耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が 10 パーセント以上である場合においては、要綱第 8 の 2 の基準によらない場合であっても、農業用道路その他農用地の保全若しくは利

用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行う事業として実施できるものとする。

- 3 要綱第8の2の基準によらずに実施される農業用道路については、耕作放棄地解消・発生防止を主たる目的とするものとし、その延長がおおむね1,000メートル未満であること。
- 4 本事業で整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 5 要綱第3に規定する事業の対象となる農業用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 停電時にも農業用排水施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業用排水施設に直接供給できる機能を有するもの
 - (2) 停電時にも発電電力を農業用排水施設の管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有するもの

第4 採択要件等

- 1 要綱第4の2の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のとおりとする。
 - (1) 要綱第4の2の広域産地収益力向上基盤整備基本構想（以下「広域整備基本構想」という。）は、土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成24年12月26日付け24農振第1168号農村振興局長通知）に基づく調査結果等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 事業実施区域の概要
 - イ 事業実施区域における農地の現況及び課題
 - ウ 事業実施区域における耕作放棄地の現況及び活用の方針
 - エ 耕作放棄地解消等のために必要な整備の方針
 - オ 事業実施区域における営農計画の概要
 - カ 産地収益力の向上に関する数値目標、目標年度及び取組内容等
 - キ その他必要な事項
 - ク 広域整備基本構想図
 - (2) (1)のウについて、要綱第4の4の耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地について、長期の活用が図られると見込まれること。
 - (3) (1)のカにおける目標年度は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。
 - (4) 広域整備基本構想の策定に当たっては、都道府県、土地改良区、農業委員会、農業協同組合その他本事業と密接に関係を有する団体の意見を聞くものとする。

(5) 市町村長は、法第 85 条第 1 項又は第 85 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第 1 号により広域整備基本構想を都道府県知事（以下「知事」という。）を経由して地方農政局長等（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）宛て提出するものとする。なお、広域整備基本構想が 2 以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

2 要綱第 4 の 4 の「農村振興局長が別に定める基準」とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地。

(2) 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業採択時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作をやめる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に替わる者による耕作が行われる見込みのない農地。

3 2 の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、1 の (4) により意見を求められた知事が判断するものとする。

4 要綱第 4 の 5 の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。

(1) 担い手農地利用集積計画は、事業実施区域を対象として、目標年度における経営等農地（要綱第 4 の 5 の農地をいう。以下同じ。）の担い手（要綱第 4 の 5 の担い手をいう。以下同じ。）への利用集積面積等を定めるものとする。

(2) 担い手農地利用集積計画における目標年度は、事業完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(3) 市町村長は、法第 85 条第 1 項又は第 85 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第 4 の 5 の要件を満たそうとする場合には、別記様式第 2 号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等宛て提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が 2 以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

5 要綱第 4 の 5 の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。

(1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「経営基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる 16 歳以上の農

業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること。）。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 事業完了時における経営等農地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を越えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して知事はあらかじめ地方農政局長等の意見を聴くものとする。

エ 要領第4の4により市町村が作成する担い手農地利用集積計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械及び施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、事業完了時において、基幹ほ場3作業（8に規定する作業をいう。以下同じ。）についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 担い手農地利用集積計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

担い手農地利用集積計画の目標年度までに特定農業団体（経営基盤強化法第23条第4項の特定農業団体をいう。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織となることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、

当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が当該団体がオに規定する農地の利用の集積の目標を定める区域に係る市町村の経営基盤強化法第6条第1項に基づき、市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあつては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

当該事業の完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 地域計画（経営基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（経営基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

6 5の「地域の実情を勘案」とは、事業実施区域に係る市町村の基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。

7 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権若しくは利用権（経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権利に基づき又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積さ

れた農地をいう。

8 5の(2)のイの「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

9 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)のアの(オ)の「集落戦略」をいう。)が策定されている又は策定される見込みであること。

10 本事業と一体的に農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知)別紙1第3の3の国営流域治水対策型を実施する場合は、地方農政局長等は、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区等地域の実情に応じた主体で構成される協議会において水田貯留機能向上の取組方針について検討し、その内容を反映した水田貯留機能向上計画(別記様式第7号)を策定し、農村振興局長へ報告するものとする。

第5 関係機関との連携等

1 知事及び市町村長は、本事業に関連する各種政策について、その計画的な実施に努めるものとする。また、知事は、本事業の実施に当たり、国の事業計画部局及び実施部局と都道府県の土地改良事業の主務課、普及指導センター等営農指導機関、その他都道府県関係機関との連携体制の確立に努めるものとする。

2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第6 事業の達成状況報告等

1 地方農政局長等は、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。

(1) 事業施行後2年ごとに当該年度に係る当該地区の実施状況等を別記様式第3号により翌年度の5月末日までに報告する。

(2) 当該地区に係る事業完了年度における事業実施の実績(農地利用集積状況、耕作放棄地活用状況及び産地収益力向上の達成状況)等を別記様式第4号により事業完了年度の翌年度の5月末日までに報告する。

(3) 当該地区に係る担い手農地利用集積計画の目標年度における農地利用集積状況等を別記様式第5号により、当該目標年度の翌年度の5月末日までに報告する。

(4) 当該地区の事業完了年度の翌年度から起算しておおむね5年後の年度における

耕作放棄地活用状況等を別記様式第5号により、2の耕作放棄地の利用状況に関する調査が行われた年度の翌年度の5月末日までに報告する。

- (5) 当該地区に係る広域整備基本構想の目標年度における産地収益力向上の達成状況等を別記様式第5号により、当該目標年度の翌年度の5月末日までに報告する。
- 2 地方農政局長等は、本事業の完了年度と完了年度の翌年度から起算しておおむね5年後の年度の2回、広域整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査するものとする。また、地方農政局長等は、本事業の完了年度と広域整備基本構想における目標年度の2回、同構想を踏まえて産地収益力の向上に係る数値目標及び取組内容の達成状況等を調査するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の調査に当たっては、広域整備基本構想の策定主体である関係市町村その他関係機関の協力を得て実施するものとする。
- 4 2の結果、耕作放棄地が解消されていなかった場合又は目標年度において産地収益力の向上に係る数値目標が達成されていなかった場合、地方農政局長等は、速やかに農村振興局長に耕作放棄地の利用状況又は産地収益力の向上に係る数値目標及び取組内容の達成状況等を報告するものとする。また、地方農政局長等は、速やかに知事を経由して市町村長に当該調査の結果を通知し、改善を求めるものとする。
- 5 4により通知を受けた市町村長は、別記様式第6号により耕作放棄地利用増進又は産地収益力の向上のための改善計画を速やかに策定し、通知を受けた年度の3月31日までに知事を経由して地方農政局長等に報告する。地方農政局長等は、報告を受けてから速やかに農村振興局長に進達する。また市町村長は、関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進又は産地収益力の向上が図られるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第4の5の(5)に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

広域産地収益力向上基盤整備基本構想の提出について

国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)第4の1の(5)の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

広域産地収益力向上基盤整備基本構想

広域産地収益力向上基盤整備基本構想

1 事業実施区域の概要

- ・地区名：
- ・所在地：
- ・区域面積： (うち受益面積：)

2 事業実施区域における農地の現況及び課題

(1) 農業の現況と課題

--

(2) 土地利用の現況と課題

--

(3) 市町村等の振興方針

--

3 事業実施区域における耕作放棄地の現況及び活用の方針

(1) これまでの耕作放棄地解消に向けた取組状況

取組内容	耕作放棄地解消面積 (ha)

(2) 耕作放棄地の所在

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地(地番)	受益地内外	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)			
		耕作放棄地(ha)	耕作放棄地となるおそれがある農地		
			第4の2の(1)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)	第4の2の(2)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)	

注) 耕作放棄地とは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。

(3) 耕作放棄地活用計画

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地	面積(ha)	耕作放棄地の発生要因(耕作放棄地となるおそれがあるとした理由)	活用方針	担い手への集積面積(ha)

注) ア. 担い手とは、要綱第4の5に規定する農業者又は農業者が組織する団体をいう。

イ. 耕作放棄地となるおそれがあるとした理由については、当該農地の現状(耕作者の年齢、意思、後継者の見直し等)等を踏まえ、具体的に記入する。

4 耕作放棄地解消等のために必要な整備の方針

(1) 生産基盤整備の方針

--

(2) 生産基盤整備の内容

工 種	形 状 ・ 規 格 等	数 量

(3) 創設する非農用地の内容

--

土地利用 区分	農地	非農地					計
		道路・ 水路	市町村道	共同利用 施設	地域活性 化施設	宅地等	
現況							
計画							

(4) 耕作放棄地解消計画

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地	事業実施前 (ha)	1年度目 (ha)	2年度目 (ha)	3年度目 (ha)	最終年度目 (ha)	解消面積 (ha)

(5) 担い手農地利用集積計画

現況 (○年度)			目標年度 (○年度)			担い手 農地利用 集積増加率 F-C
農地面積 A	担い手への 利用集積面積 B	担い手への利 用 集積率 C=B/A	農地面積 D	担い手への 利用集積面積 E	担い手への利 用集積率 F=E/D	

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第4の5に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。

イ. 農地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農地面積、計画にあっては受益地とする。

5 事業実施区域における営農計画の概要

(1) 土地利用型作物

--

(2) 高収益作物

--

作物	作付面積 (ha)			生産額 (千円)		
	現況	計画	増減率 (%)	現況	計画	増減額 (%)
計						

6 産地収益力の向上に関する数値目標、目標年度及び取組内容等

(1) 現況・課題及び収益力向上の方向性

--

(2) 取組内容及び当該取組により期待される効果

--

注) 地区の取組内容ごとに、具体的かつ簡潔に記載するとともに、当該取組により期待される効果を併せて記載する。

(3) 5に記載の営農計画との関連性

--

(4) 数値目標及び目標年度

--



7 その他必要な事項

--

8 広域整備基本構想図 別添

(図面スケール：1/25,000 又は 1/50,000)

図面の作成に当たっては、地区の範囲、整備内容及び耕作放棄地の位置を明示する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

担い手農地利用集積計画の提出について

国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)第4の4の(3)の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

担い手農地利用集積計画

担い手農地利用集積計画

地区

1 担い手農地利用集積計画総括表

(単位：ha、%)

現況（○年度）			目標年度（○年度）			農地集積 増加率 F-C	担い手の 経営等農 地面積の 平均
農地面積 A	担い手へ の利用集積 面積 B	担い手へ の利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手へ の利用集積 面積 E	担い手へ の利用集積 率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第4の5に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 農地面積は、現況にあつては事業施行時の地区の農地面積、計画にあつては受益地とする。

ウ. 目標年度における担い手へ利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積の平均を記入する。

2 農地利用集積計画

(1) 農地利用集積計画

(単位：ha、%)

区分	農地面積 (A)	うち担い 手の所有 面積 (B)	うち担い手への使用収益面積			うち基幹ほ場 3作業受託に よる担い手へ の利用集積 面積 (D)	担い手へ の利用集 積面積 E=B+C+D	担い手へ の利用集 積率 E/A
			農業経営 基盤強化 促進法に よる賃借 権設定	農地法 第3条 による 賃借権 設定	その他			
現況 (a)								
目標 年度 (b)								
増加率 b/a								

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第4の5に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 農地面積は、現況にあつては事業施行時の地区の農地面積、計画にあつては受益地とする。

(2) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の概要

①農業者

農業者名	年 齢	後継者の有無	認定農業者		経営等農地面積 (ha)																							
					現況 (○年度)								目標年度 (○年度)															
			認定状況	認定(予定)年月	経営類型	基準面積 (ha)	計	地区内		地区外		所有耕地		賃借権等設定地		基幹ほ場3作業受託地		計	地区内		地区外		所有耕地		賃借権等設定地		基幹ほ場3作業受託地	
								地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		
計																												

注) ア. 認定農業者の認定状況の欄には、担い手農地利用集積計画策定時の認定状況を記載する。
 イ. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第4の8に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
 ウ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
 エ. 目標年度の欄には、要領第4の5の（1）に掲げる要件を備えた担い手（農地所有適格法人を除く。）に係わる面積等を記入する。
 オ. 認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

②農地所有適格法人

農地所有 適格法人名	設立(予定)年月	認定農業者				参加農家数		常時従業者数		経営等農地面積 (ha)		うち基幹ほ場3作業受託面 (ha)		常時従事者1人 当たり経営等農 地面積 (ha)	
		認定 状況	認定 (予定) 年月	経営 類型	基準 面積 (ha)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)	現況 (○年 度)	目標年 度(○ 年度)
計															

注) ア. 認定農業者の認定状況の欄には、担い手農地利用集積計画策定時の認定状況を記載する。
 イ. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第4の8に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
 ウ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
 エ. 目標年度の欄には、要領第4の5の（1）に掲げる要件を備えた担い手（農業者を除く。）に係わる面積等を記入する。
 オ. 認定農業者の経営類型の欄には、経営基盤強化法に基づいて市町村が定める基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標の営農の類型を記入する。

(4) 集落営農の概要

集落営農名	設立(予定)年月	特定農業団体等 となった年月 (予定含む。)	参加農家数		経営等農地面積 (ha)	
			現況 (○年度)	目標年度 (○年度)	現況 (○年度)	目標年度 (○年度)
計						

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業(要領第4の8に規定する作業をいう。)の受託を含む面積で所有、権利(利用権を含む。)設定、受託面積の合計面積とする。
 イ. 目標年度の欄には、要領第4の5の(3)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(5) 法人(農地所有適格法人を除く。)の概要

法人名	設立年月	認定農業者	常時従事者数		経営等農地面積 (ha)	
		認定予定年月	現況 (○年度)	目標年度 (○年度)	現況 (○年度)	目標年度 (○年度)

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業(要領第4の8に規定する作業をいう。)の受託を含む面積で所有、権利(利用権を含む。)設定、受託面積の合計面積とする。
 イ. 目標年度の欄には、要領第4の5の(4)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者の概要
ア 担い手の基準

--

イ 担い手の概要

農業者名	年 齢	後継者の有無	経営等農地面積 (ha)																
			現況 (○年度)									目標年度 (○年度)							
			計	所有耕地		賃借権等 設定地		基幹ほ場3 作業受託地		計	所有耕地		賃借権等 設定地		基幹ほ場3 作業受託地				
				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外			
計																			

注) ア. 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業（要領第4の8に規定する作業をいう。）の受託を含む面積で所有、権利（利用権を含む。）設定、受託面積の合計面積とする。
イ. 基幹ほ場3作業受託地（面積）とは、基幹ほ場3作業を受託しているものとする。
ウ. 目標年度の欄には、要領第4の5の（5）の要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

(7) 農地利用集積現況図及び計画図

(凡例等記入例)

(現況)				(計画)				
凡 例				凡 例				
		経営・組織形態等	耕作面積 (ha)			経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	ほ場形態
(色彩区分)	A1	経営拡大志向農家		(色彩区分)	A1	経営拡大志向農家		標準区画 (30a) ~ 大区画 (50a, 1ha)
	A2	〃			A2	〃		
	A3	〃			A3	〃		
	B1	個人営農農家			P1	生産組織		標準区画 (30a)
	B2	(その他農家)			P2	〃		
	C	自家消費型農家			B1	個人営農農家		
					B2	(その他農家)		
			C	自家消費型農家				

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営緊急農地再編整備事業〇〇地区の実施状況について

国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)第6の1の(1)の規定により、下記のとおり〇〇年度における事業実施状況等について報告します。

記

1 国営緊急農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	〇〇年度 事業費	〇〇年度 まで事業費	進捗率 (%)	〇〇年度の 主な工事内容	備考

2 担い手への農地利用の集積状況等

(1) 担い手への農地利用の集積状況

区 分	経営等農地面積 (ha)	増加率 (%)	備 考
現況 (〇年度)			
目標年度 (〇年度)			
〇〇年度まで			

注) 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業(要領第4の8に規定する作業をいう。)の受託を含む面積で所有、権利(利用権を含む。)設定、受託面積の合計面積とする。

(2) 担い手の状況

区 分	農業者	農地所有 適格法人	生産組織	集落営農	法人(農地 所有適格法 人を除く。)	その他担い手 として育成す べきであると 市町村長が 認めた者
目標年度 (〇年度)						
〇〇年度まで						

注) 目標年度及び〇〇年度まで欄には、要領第4の5に掲げる要件を備えた担い手の数を記入する。

3 耕作放棄地解消状況等

(1) 耕作放棄地の解消状況

区 分	耕作放棄地（耕作放棄地となるおそれがある農地）面積（ha）	解消面積（ha）	備 考
事業採択時			
事業完了時 （計画）			
〇〇年度まで			

(2) 耕作放棄地活用状況

耕作放棄地（耕作放棄地となるおそれがある農地）所在地	面積（ha）	解消面積（ha）	活 用 状 況

別記様式第4号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営緊急農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等(完了年度)について

国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)第6の1の(2)の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営緊急農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備 考

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位: ha、%)

現 況 (〇年度)			完了年度 (〇年度)			農地集積 増加率 F-C	担い手へ の経営等 農地面積 の平均
農地面積 A	担い手へ の利用集積 面積 B	担い手へ の利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手へ の利用集積 面積 E	担い手へ の利用集積 率 F=E/D		
					()	()	()

注) ア. 現況及び完了年度欄には、要領第4の5に掲げる要件を備えた担い手に係わる面積等を記入する。

イ. 目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

ウ. () には、目標年度における計画上の値を記入する。

3 耕作放棄地活用状況

耕作放棄地（耕作放棄地となるおそれがある農地）所在地	面積 (ha)	解消 面積 (ha)	活 用 状 況

4 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	完了年度（○年度） における取組状況

注) 広域産地収益力向上基盤整備基本構想における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

数値目標	完了年度（○年度） における達成状況

注) 広域産地収益力向上基盤整備基本構想における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営緊急農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（目標年度等）について

国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)第6の1の(3)、(4)及び(5)の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営緊急農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備 考

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位: ha、%)

現 況 (〇年度)			目標年度 (〇年度)			農地集積 増加率 F-C	担い手へ の経営等 農地面積 の平均
農地面積 A	担い手へ の利用集積 面積 B	担い手へ の利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手へ の利用集積 面積 E	担い手へ の利用集積 率 F=E/D		

注) ア. 本表は、要領第6の1の(3)の規定に基づき報告する。

イ. 現況及び目標年度欄には、要領第4の5に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

ウ. 目標年度における担い手への利用集積率が80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

3 耕作放棄地活用状況

耕作放棄地（耕作放棄地となるおそれがある農地）所在地	面積 (ha)	解消 面積 (ha)	活 用 状 況

注) ア. 本表は、要領第6の1の(4)の規定に基づき報告する。

4 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	目標年度（○年度） における取組状況

注) ア. 本表は、要領第6の1の(5)の規定に基づき報告する。

イ. 広域産地収益力向上基盤整備基本構想における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

数値目標	目標年度（○年度） における達成状況

注) ア. 本表は、要領第6の1の(5)の規定に基づき報告する。

イ. 広域産地収益力向上基盤整備基本構想における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

耕作放棄地利用増進 (産地収益力の向上) のための改善計画の提出について

国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知) 第6の5の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

耕作放棄地利用増進 (産地収益力の向上) のための改善計画

耕作放棄地利用増進のための改善計画

地区

1 耕作放棄地の発生状況

耕作放棄地所在地 (地番)	面積(ha)	耕作放棄地の発生要因	耕作放棄地利用増進に向けた解消方針

注) 耕作放棄地利用増進に向けた解消方針については、耕作放棄地の発生要因を踏まえ、具体的に記載すること

2 耕作放棄地解消計画

耕作放棄地 所在地(地番)	利用状況 調査年 (ha)	1年度目 (ha)	2年度目 (ha)	3年度目 (ha)	解消面積 (ha)

産地収益力の向上のための改善計画

地区

1 産地収益力の向上の取組状況を踏まえた改善方針

取組内容	目標年度（○年度） における取組状況	改善方針

注) ア. 広域産地収益力向上基盤整備基本構想における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

イ. 改善方針欄については、産地収益力の向上に係る取組状況等を踏まえ、具体的に記載すること。

2 産地収益力の向上の達成状況を踏まえた改善計画

数値目標	目標年度（○年度） における達成状況
改善計画	

注) ア. 広域産地収益力向上基盤整備基本構想における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

イ. 改善計画欄については、1 産地収益力の向上に係る取組状況の改善方針欄等を踏まえ、具体的に記載すること。

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

●●地区における水田貯留機能向上計画

国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)第4の10に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。

記

- 1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図(別添)
- 2 水田貯留機能向上計画の内容
 - (1) 一体的に実施する地区名(事業名)

--

- (2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

--

3 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の実施体制

--

4 水田貯留機能向上の取組の実施面積

取組の実施主体	地区面積 (ha)	目標面積 (ha) (令和〇年)